

損 益 計 算 書
年 月 日から 年 月 日まで

(会社名)
千円

I	建設事業損益		
	建設事業収入	×××	
	建設事業費	×××	
	延払工事利益繰延金戻入	×××	
	延払工事利益繰延金繰入	×××	
	建設事業総利益 (建設事業総損失)		×××
II	管理事業損益		
	管理事業収入	×××	
	管理事業費	×××	
	管理事業総利益 (管理事業総損失)		×××
III	その他事業損益		
	その他事業収入	×××	
	その他事業費	×××	
	その他事業総利益 (その他事業総損失)		×××
	事業総利益 (事業総損失)		××××
IV	販売費及び一般管理費		××××
	営業利益 (営業損失)		××××
V	営業外収益		
	建設事業未収入金受取利息	×××	
	受取利息配当金	×××	
	その他営業外収益	×××	××××
VI	営業外費用		
	支払利息	×××	
	その他営業外費用	×××	××××
	経常利益 (経常損失)		××××
VII	特別利益		
	前期損益修正益	×××	
	その他特別利益	×××	××××
VIII	特別損失		
	前期損益修正損	×××	
	減損損失	×××	
	その他特別損失	×××	××××
	税引前当期純利益 (税引前当期純損失)		××××
	法人税等		×××
	法人税等調整額		×××
	当期純利益 (当期純損失)		××××

(記載上の注意)

- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
- 金額の記載に当たつて有効数字がない場合は、科目の記載を要しない。
- その収入が各事業収入の総額の10分の1を超える建設事業及び管理事業以外の事業については、管理事業損益の次にその内容を示す適当な科目をもつて記載すること。
- 事業税として支払うべき額は租税公課として販売費及び一般管理費に計上すること。ただし、税効果会計を適用する場合には、利益に関連する金額を課税標準として課される事業税の額を法人税等に計上し、収益に関連する金額を課税標準として課される事業税の額を租税公課として販売費及び一般管理費に計上すること。
- 「その他営業外収益」に属する収益で「営業外収益」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 5は、「その他営業外費用」に属する費用の記載に準用する。
- 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、「その他特別利益」に含めて記載することができる。
- 「その他特別利益」で金額が重要であるものについては、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
- 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他特別利益」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 7は「前期損益修正損」の記載に、8は「その他特別損失」の記載に、9は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用する。
- 注記は、他の適当な箇所に記載することができる。
- 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるよう記載しなければならない。